

13 新たに畜産業を始めてみたいとき

◎鹿屋市畜産担い手定着促進事業

助成の対象者は？	<ul style="list-style-type: none">・市に居住又は居住する見込みのある者で、中核的農業者となるもの・年齢が満18歳以上50歳未満の方
助成の内容は？	<p>A 研修資金・農業研修に対する生活資金として助成 (最長2年間)</p> <ul style="list-style-type: none">・単身者 月額15万円以内・夫婦 月額20万円以内 <p>※ 国の新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の対象となる方は、上記の金額から国の交付額の差額を助成します。(国の交付額:単身者・夫婦ともに年額150万円)</p> <ul style="list-style-type: none">・単身者 年額30万円以内・夫婦 年額90万円以内 <p>B 就農開始資金・就農するために必要な経費として助成</p> <ul style="list-style-type: none">・単身者、夫婦ともに100万円以内(就農開始時1回限り)
助成の要件は？	市が適当と認めた市内の生産組織等で行う研修終了後、直ちに5年以上就農する方
申請に必要なものは？	就農計画書、履歴書、体験農業研修受入測定表、体験農業研修受入者による意見書 など
申請の時期は？	随時(ただし、予算上限となるまで)
問合せ・窓口は？	畜産課 畜産振興係(市役所本庁舎2階) TEL:31-1118